

会議結果報告書

令和4年8月23日

会議の名称	令和4年度第2回志木市情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	令和4年8月10日（水）14時00分～15時00分
開催場所	市役所2階 中会議室2-1
出席委員	竹前 榮二（会長）、大貫 結子（会長職務代理） 阿部 眞治、清水 賢三、 荷田 幸雄、羽賀 佳和、 松澤 真衣 (計7人)
欠席委員	西川 和人、榎本 秀夫、荻島 亜紗美 (計3人)
説明職員氏名	(1)〔市政情報課〕萩山主事 (計1人)
議題	【諮問事項】 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う志木市の考え方 〔市政情報課〕
結果	審議継続 (傍聴者 なし)
事務局職員	村山総合行政部長、川島課長、萩山主事
審議内容の記録（審議経過、結論等）	
1 開会	
2 議題	
【諮問事項】	
個人情報の保護に関する法律の改正に伴う志木市の考え方〔市政情報課〕	

(志木市情報公開・個人情報保護審議会条例第3条の規定による諮問)

<説明員>

資料に沿って説明を行った。要旨は以下のとおり。

- ・個人情報の保護に関する法律（以下、改正法という）が令和5年4月1日に施行予定。
- ・志木市個人情報保護条例（以下、現行条例という）を、個人情報の保護に関する法律施行条例（以下、施行条例という）とすることから、現行条例を廃止することとなる。
- ・自治体により個人情報保護の水準が異なることを是正し、全国統一の個人情報保護に関するルールを策定することが改正法の趣旨である。
- ・改正法の趣旨以上に、各自治体で強い規制をすることは認められない。
- ・現行条例は個人の権利利益を保護することを目的としている。
- ・改正法では、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている。

<質疑応答>

委員 志木市情報公開・個人情報保護審議会（以下、審議会という）への諮問事項について、業務委託や目的外利用等、類型的な案件についての諮問をすることはできなくなるが、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認められるとき」は審議会に諮問できる、とある。しかし、もっと具体的に記載することはできないのか。曖昧な記載だと幅広く諮問を受けることができると解釈できる反面、諮問すべき案件が見逃されてしまう可能性があると思う。

説明員 「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認められるとき」とは、施行条例の規定を改正し、または改廃しようとする場合等が考えられる。また、個人情報の取扱いに関する運用上の細則（ルール）を定めようとする場合が考えられる。

委員 具体的に諮問事項がイメージできるように条例に記載してほしい。

説明員 改正法の規律の範囲内でしか記載できないが、条例の書き方を工夫していきたい。

委員 諮問案件が変わってくると、審議会委員の資格要件も変わってくるかと思うが、どう考えているのか。

説明員 現状の運用では個人情報を含む業務の外部委託や目的外利用などの案件を個別に諮問しているが、今後は運用のルールや条例規定事項などを規定する場合の諮問が考えられる。今までと同様に、審議会の皆様にわかりやすい説明を心がけ、諮問案件を詳細に一つずつ審議していきたいと考えているため、特段資格要件の変更は考えていない。しかし、諮問事項の数が少なくなることから、審議会委員の全体の人数の調整等は検討していきたい。

委員 審議会への諮問については、個人情報を取り扱う業務を外部委託する際に、委託業務

ごとに諮問するのではなく、個人情報を取り扱う業務を外部委託する際の統一的な特記事項仕様書等の作成や、運用ルールの策定の際に諮問することを考えているのか。

説明員) そのとおり。

委員) 個人情報の開示手数料は0円という事はわかったが、郵便料金やコピー代は実費という説明だった。いくら、という風に規定できないのか。戸籍謄本の請求に関する費用等、行政サービスの手数料は手数料条例で決められていると思う。同じように規定できないのか。

説明員) 個別の案件ごとに請求者に費用の負担をしてもらいたいと考えている。現在、写しを交付する際にはコピー代の実費として1面10円の費用負担をいただいている。また、郵便料金については写しの枚数によって郵送料が変わってくることから、郵送料の負担をいただいている。また、CD-R等の電磁的記録媒体での交付をする場合は、1枚当たりの購入代金を請求している。

委員) 請求ごとにコピーの枚数や郵送の際の費用が異なるということか。

説明員) そのとおり。

委員) 個人情報保護委員会というのは埼玉県の組織なのか。

説明員) 国の機関である。

委員) 現行の条例から施行条例になるかと思うが、旧条例で規定していた事項の漏れが無いようにしてもらいたい。新旧対照表のようなものがあると良いと思う。

説明員) 検討します。

委員) 個人情報保護委員会が全国的に個人情報の保護を行っていくとの事だが、委員会と審議会の役割を整理してもらいたい。

説明員) わかりました。

委員) 意見公募手続きを行うとの事だが、どのように周知を図るのか。

説明員) 9月号の広報紙に意見公募に関する記事を掲載するほか、市の公式ホームページを活用して情報を発信していく。また、出張所等の公共施設にも意見公募用の用紙を配置し、積極的に意見を募集していく方針である。

委員) ツイッターやSNSを活用した情報発信も有効なのではないか。

説明員) 様々な情報発信の方法を検討していきたい。

<その他>

事務局) 今回の審議会で出た意見を参考に事務を進めていきたい。また、意見公募の取りまとめを行ったうえで、次回の審議事項としたい。次回の審議会については9/29を予定しているので、是非ご出席お願いします。

3 閉 会